

入札監理小委員会  
第427回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第427回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年9月14日（水）17:28～19:49

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人被ばく管理に係る業務（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
- 労災ケアサポート事業（厚生労働省）
- 労災特別介護援護事業（厚生労働省）

2. 閉会

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、小佐古専門委員、辻専門委員、生島専門委員、川澤専門委員

（日本原子力研究開発機構）

契約部契約第2課 大場参事、菊池課長

放射線管理部線量計測課 高田主幹兼課長代理

（厚生労働省）

労働基準局 労災保険業務課 荻原課長、三浦課長補佐、東中央職業病認定調査官、東年金福祉第一係長

（事務局）

栗原参事官、新井参事官

○尾花主査 お待たせいたして失礼いたします。それでは、ただいまから第427回入札監理小委員会を開催します。本日は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人被ばく管理に係る業務、労災ケアサポート事業、労災特別介護援護事業の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人被ばく管理に係る業務の実施要項（案）について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構放射線管理部線量計測課、高田課長代理よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○高田課長代理 ただいまご紹介いただきました日本原子力研究開発機構の高田と申します。本日は、よろしく願いいたします。

では、お手元に資料A-2として事務局のほうからお配りいただいたかと思いますが、民間競争入札実施要項（案）に沿ってご説明をさせていただきます。以後、ページなんです、66分の何ページということで通しで振っていただきましたので、こちらのページのほうでご説明させていただければと思います。

では初めに、66分の4ページにあります本業務の概要のほうから説明をさせていただきます。今回の案件は、個人被ばく管理に係る業務というタイトルをつけさせていただいていますが、この対象は、原子力機構の核燃料サイクル工学研究所というところである私たちの線量計測課で担当しております業務を、一部を請負の形で実施していただくものになります。対象ですが、この研究所の職員のほかに、外来で来られる業者さんを含めて、研究所の中にございます管理区域の立入者。この管理区域の立入者としては、放射線業務従事者と一時立入者という区分がございますが、この両方について、個人線量計、それから体外計測機器という装置を用いまして、被ばく線量の測定評価を行うというものになります。

なお書きのほうで書いてございますが、この研究所は、研究所と申しておりますとおり、原子力関係の研究を行う施設でございます。この関係で、プルトニウムを取り扱う燃料の施設、それから核燃料の再処理を行う再処理施設と呼んでいますが、こういったところでプルトニウムの同位体を取り扱う作業がありますので、通常の原子力発電所の被ばく管理に比べると、幾つか特徴がございます、この点を、このなお書きの中で示させていただいております。これが「そのため」以降の文章になりますが、 $\beta$ 線、 $\gamma$ 線による外部被ばくのほかに、中性子線による外部被ばく管理、 $\alpha$ 線核種による内部被ばく管理に係る業務が必要となる。また、グローブボックス作業や、広く汚染したエリア、線源が多方向に存在するエリアでの作業などが実施されるため、不均等被ばくや水晶体被ばくの管理に係る業務が必要となるということで、注釈を入れてございます。こちら、比較的専門用語のようにごらんになってしまわれるかもしれませんが、放射線の被ばく管理の業務を一般にやっている業者であれば、この部分でこういった特徴を持っているかというところはご理解いただけるのではないかと考えております。

続きまして、その下にあるポツ幾つかですが、これは要求事項にもかかわってくるのですが、本業務の内容として、何に基づいて被ばく管理を行うかというところで、関係する法令等の要求を示してございます。この法令等の読み上げは割愛させていただきますが、こういったことの特徴を踏まえまして、本業務として行う内容は、66分の4ページ下から次のページにございます①、②、③の項目に分かれてございます。これが、①が、外部被ばく線量の測定評価及びそれに使用します測定機器の保守管理。②が同様に、今度は内部被ばくになりますが、内部被ばく線量の測定・評価及びそれに使用します測定機器の保守管理。③といたしまして、これらの仕事によって発生しますデータ、文書、資料等の作成管理、物品の管理ということで、この3つを主な作業として記してございます。

具体的な内容については、続きまして、66分の5ページにあります(2)本業務の内容で、仕様書という形で示させていただいております。仕様書は別添1になりますので、この通しの資料になりますと51ページ以下になりますが、仕様書の内容のほうは割愛をさせていただきまして、もしよろしければ、お手元に参考資料という形で、説明資料、表裏で、裏に写真が入っている資料をお配りいただいているかと思うのですが、こちらで業務の概要をご説明させていただいてよろしいでしょうか。

では、業務の概要等を説明させていただきます。一部これまでに説明させていただいた内容と重複するところがございますが、業務の目的としては、研究所の従事者、一時立入者の線量測定をし、報告記録をするということで、要求事項についても、先ほどご説明させていただいた法令等に基づくものであるということは、こちらに書いてあるとおりです。請負業務の内容も、これまでと同様です。

後ろのポンチ絵のほうで、大まかな流れをご説明させていただければと思います。真ん中の上のほうに、機構LANという形で図があります。こちらの機構LANのところにつながっています再処理センターとか、Pu燃料というのがプルトニウム燃料と呼ぶんですが、プルトニウムの燃料の開発を行うセンター、それから工務技術室、環境技術センター等の、研究所の中でさまざまな研究施設を管理する部署が、LANのほうで接続をされています。このLANにつながっている各部署のほうで、線量管理をする対象者が所属する部署という形になります。こちらの部署が、真ん中の下のほうにあります個人線量管理システムという、機構がもともと所有していますシステムで個人の従事者等の情報を管理しますので、この業務についても、この既存の個人線量管理システムというものにアクセスをして業務を行っていただくということになります。このうちの個人被ばく管理に係る業務のほうで関係するところを、カラーの資料ですとピンクに網かけがされているかと思うのですが、それが主な内容になります。

ご説明をさせていただいた①の外部被ばく線量の測定評価及び測定機器の保守管理に係る部分は、このポンチ絵でいくと、左側に記しているものがそちらになります。外部被ばくの測定には、一番左にありますTLDと呼ばれる種類の個人線量計を用いております。このTLDと呼ばれるものがどういったものであるかというものを、写真を示してござい

ますが、左下に吹き出しで書いてございます。このTLDというものを使った個人線量計のバッジ型のもの、それから指リング型のものに、そういった素子が封入されていて、一定期間、このバッジ、指リング等を従事者の方に着用して現場に入っていただきますと、個人ごとの被ばく線量が、この線量計のほうに蓄積をされますので、この線量計で測定をした情報を、個人線量管理システムのほうに登録をするとといった仕事の流れになります。ですので、今回、個人被ばく管理の業務で測定をするといった場合には、このTLDバッジ、TLD指リングを準備して各従事者に配付をし、使い終わったものを左上の写真にありますようなリーダーを使って測定をし、結果を求めるとというのが、外部被ばく線量の測定評価という形になります。測定評価した結果の管理はシステムに保管をするということですので、このシステム自体は本業務の対象外とはなりますが、システムを利用して、こういった作業をしていただくということになります。

同様に、②のほうですが、内部被ばく線量の測定評価ということで、これは真ん中の下のほうに、内部被ばくの測定に使用するものの写真が示してございます。簡易型全身カウンタ（WBC）と書いてあるものとかが、その右側にある精密型全身カウンタ・肺モニタといったものが、内部被ばく線量の測定に使用する機器でございます。あと、一番右下のほうに尿バイオアッセイとありますが、内部被ばくの場合には、この全身カウンタ・肺モニタなどのほかに、尿などの排泄物を被験者の方からいただいて、その分析結果をもとに測定評価をするという方法がありますので、こういったものの測定結果を用いて内部被ばく線量の評価というものを行うことになります。

吹き出しが右下に2つあるかと思うのですが、一番右のほうからご説明させていただきます。尿のバイオアッセイにつきましては、ホールボディーカウンタ、全身カウンタですね、で測定できない種類の放射性物質を対象とするんですが、この分析自体は別の部署が行うことになっていきますので、本業務の対象外ではあるんですが、別の部署が分析をした結果から線量がどの程度であったかという評価の作業というのは、この業務の対象になっていますので、バイオアッセイの結果を用いて線量評価をする、で、結果を登録するというものが、本業務の対象となります。それから、その隣の左側の吹き出しにあるように、体の中の放射性物質の測定については、このWBCと書いてある等の装置で実施しますので、こういったものを、従事者を対象に、年1回の定期測定をする、それから管理区域に入る前と後で測定をする等、定められた頻度での測定、測定結果からの線量評価といったものが、内部被ばく測定評価の対象になります。

それから、この研究所では、簡易型全身カウンタ（WBC）という真ん中にある写真をトラックに積んだもの、これ、外に出動してこういった内部被ばくの測定ができるようにということで準備をしたもので、WBC車と呼んだり、車載型WBCと呼んだりするんですが、これを積載したトラックを所有しておりますので、これも内部被ばくの測定に必要な機器という位置づけをしております、後で出てきますが、資格のところでは大型免許が必要なのは、このホールボディー車のメンテナンス、といっても一般的なユーザーとして

のメンテナンスになるんですが、そういったものを担当してもらうために、そういった資格を求めています。

これが、①、②でお示しさせていただきました外部被ばく線量の測定評価の主な流れになります。こちらでご説明をさせていただいたTLD自動リーダー、TLDバッジ、TLD指リング、それからWBC等の測定器については、これを使って測定をしていただくと同時に、この測定器自体の保守管理も被ばく管理の業務に含めて実施するというので、こういった形の業務を予定しております。

では、実施要項のほうにお戻りいただきまして、全体でいきますと66分の5ページのほうのご説明に戻らせていただきます。本業務の内容については、今、図のほうでご説明をさせていただいたとおりですが、その下、(3)、確保される対象業務の質ということで、こういったものを求めています。

まず、重要なところなんですけど、①にも記載しております。仕様書に書いてある業務を適切に実施することということで設けておりますが、その実施するという一つの目安として、②で保安規定、それから保安規定の下に、品質保証計画書というのがあります。これは、今は原子力施設については、事業者自らが業務の品質をきちんと計画を定めるようにということが法令で求められておりますので、法令に近い位置づけを持った、事業者自らが決めるルールではあるんだけど、これを逸脱するという事は法令違反にみなされるという位置づけのものでございます。こういったものを自分たちで定めたルールとして持つてございますので、この業務を行うことによって、保安規定、それから予防規定、放射線管理基準等の逸脱を起こさないこと。それから、品質保証の考え方の中では、不適合という考え方がございます。

不適合の実際の例というのは、この実施要項でいきますと、全体の25ページのほうに、不適合の実際の定義等をお示しさせていただいております。これは言葉が複雑でわかりづらいのですが、めくっていただきまして、66分の26ページの下のほうに、上のほうの定義でお示ししてございます不適合が、実際にこの業務に当てはめると、どういったことをすると不適合になるかという例として、3点、挙げてございます。

例えば保安規定のほうで、測定をしたときに、こういった調査レベル等、自ら決めた目安値がございまして、こういったものを逸脱したときにきちんとした措置をとらなかったですとか、実際の測定自身で間違った値を報告してしまうことになった場合。それから、装置自身の保守管理が適切に行われないことによって、この被ばく線量を測定するという事自体が法令で求められておりますので、こういったものが期限にきちんと報告が完了しないというようなことが、不適合として想定されると考えております。ですので、こういったことを起こさないようにというのが、確保される対象業務の質として考えてございます。

それから、セキュリティー上の重大情報については、一般的な文言として記載させていただきました。利用者の満足度調査については、アンケートの例が、41ページで、今、案

をお示ししてございますが、その具体的な内容は後ろにもありますが、技術的レベル等について、アンケートをとることによって確認をしようと考えております。

少し飛ばさせていただいて、続きまして、要項の66分の7ページの実施期間に関しては、本件は、1年間、29年の4月1日から30年の3月31日までということで予定をさせていただいております。

続いて、3番、入札参加資格のところですが、入札参加資格、(1)に8項目お示ししてございます。①から⑤は、一般的な機構で行っている契約の参加資格の中身になります。⑥、⑦については、本業務特有の参加資格ということで記載をしてございます。業務概要のところでもご説明をさせていただきましたが、一般的に国内で多くある原子力発電所とは被ばくの形態が違うところがございます。ある程度の特徴ですとか仕事のやり方のところは、引き継ぎの中でご説明はもちろんさせていただくんですが、当初の技術力としてある程度持っていないと、例えば我々のほうで提供しますマニュアル・手順書類の理解をして正しく行うということ、それから不適合に至りそうな事象の傾向が見られたときに、それを的確に検知をする、そういった観点から、言ってみれば最低レベルの要件として、こういった文言を記載させていただいております。

実際の枕詞は少しかかりますが、⑥については線量の測定に必要な知見ということで、どういった被ばくの形が想定されるかということで、プルトニウムの取り扱いによる、以下2行の表現をさせていただきました。⑦については装置の保守管理ということですので、単に使うということではなくて、装置の仕組み等のある程度理解をしている必要がございますので、どういった装置であるかということを含めた説明として記載させていただきました。⑥、⑦は、以上のような理由で追加をした入札参加資格になってございます。⑧については、共同事業体での入札も可能という説明になってございます。

続きまして、細かい入札のところで事項等は割愛させていただきましたが、66分の9ページの評価方法ですが、今回の案件につきましては、落札者の決定は最低価格落札方式ということで考えてございます。先に説明をさせていただきました入札参加資格のところで、質のよしあしというところの検討は非常に難しいものですから、この条件を満たすものについて、技術審査での合否をもって、その後の決定については最低価格落札方式ということで決定をするということで考えてございます。

続きまして、66分の10ページに、従来の実施状況についての情報開示の状況について、ご説明をさせていただきます。特に従来の実施状況を適切に開示することが重要だと考えてございまして、開示情報として、10ページ、6の(1)にありますとおり、従来の実施に要した経費、人員、設備、それから目標達成の程度、それから実際にどういった体制でやられたかというところについては、27ページから37ページ、10ページ程度で、別紙3として、情報の開示、細かくさせていただきました。

この内容につきましては、(2)に記載してございますが、現地説明会、今のところ、東京地区と、あとは私たちの研究所があります茨城県の東海村、両方で実施することを予定

しておりました、こういった中でも実際の内容の詳細のご説明をさせていただきますとともに、(3)の資料の閲覧にも記載してございますが、実際にこういったマニュアルを使って仕事をしていただくかといった細かいものは、全てを実施要項で開示することはできませんので、こういったもので仕事をしていただきますという実態というのは、この資料の閲覧と現地説明会を通じて、入札を考えておられる業者さんのほうに開示をしていければと考えております。

ざっと、飛ばしましたが、概要の説明、以上で1回締めさせていただきます。ありがとうございます。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました実施要項(案)について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言願います。

○辻専門委員 どうもご説明ありがとうございました。何点かお伺いしたいんですが、先ほどご説明いただいたカラー刷りの説明資料、1の(1)、業務の目的とあって、そこに被ばく線量の測定評価、「評価」という言葉を何回か使われたと思うんですけども、この「評価」というのは、具体的にどういう作業が求められているのでしょうか。

○高田課長代理 測定結果というのは、例えば外部被ばくの場合ですと、TLDバッジ、TLD指リングといったものを実際に機械にかけると出てくるんですが、それを「測定」と、まず呼びます。1人の人が幾つかの線量計を着用します。それは現場とか作業の内容によって異なりますので、実際に測定をした結果を総合して実際の被ばく線量という形に持ってくるのを「評価」と申します。それは、実際にどういう形でつけたですとか、現場にどういう種類の放射線があったかということのを考慮しないと、そのまま測定値で出てきたデータを記録するということがいけないので、測定結果から、一つ、どういう状況で使われたか、どういう現場であったかというものを勘案して、その人の被ばくの結果としてまとめ上げることを「評価」と呼びます。

○辻専門委員 多分その評価に当たって、何かいろいろたくさんパラメータがあって、それを何かの規範に当てはめるという作業があるのかなと思ったんですが、それは何かマニュアルとか、もしくはパソコンで処理ができるとか、パラメータを打ち込んでいけばパソコンが出してくれるソフトがあるとか、このあたり、いかがなんでしょうか。

○高田課長代理 基本的にはマニュアルがございますので、それに従ってやっていただければいいということにはなっております。

○辻専門委員 ちなみに、そのパラメータの処理、具体的なものがないので、どれぐらい難しいかはわからないんですけども、それはどれぐらいの専門性があるんですか。

○高田課長代理 専門性の程度というのを表現するのは大変難しいんですが、おそらく、例えば現場でどういう放射性物質が使われているとどういう場所になり得るかというようなものが、核燃料物質の取り扱いの一般的な知識としておありになると、それとマニュアルを組み合わせるとそれに当てはめるということができると思うので、マニュアルにあるどのパターンにこの数字を当てはめればいいのかというところの判断のところは、核燃料物質

の取り扱いに係る比較的一般的な知識が必要になると考えます。

○辻専門委員 ちなみに、そのマニュアルというのは何ページぐらいあるんでしょうか。

○高田課長代理 線量評価自体のマニュアルというの、ページ数で言うと、一番線量評価のベーシックなところから書いてあるもので申し上げますと、おそらく100ページとか、市販の一般的に線量評価のやり方が書かれているテキストに参照せよというところも出てくるので、それを含めると、100ページ前後と言えはいいのかなと思いますが。

○辻専門委員 ですと、こういう線量を測る専門業者の方々というのはいっぱいあるとは思いますが、それらの業者の方々であれば、そのマニュアルがあれば、いろいろなパラメータを当てはめていって、被ばく線量を評価するという事は可能ですか。

○高田課長代理 できると思います。

○辻専門委員 わかりました。それを踏まえて、その上で、またこの資料の……。

○小佐古専門委員 座長、よろしいでしょうか。

○尾花主査 はい、もちろん。

○小佐古専門委員 今のは正確じゃないように思いますね。線量の評価は誰が責任を持つんですか。

○高田課長代理 評価の最終の責任は事業者です。

○小佐古専門委員 最終じゃなくて、プロセス。

○高田課長代理 プロセスの責任ですか。

○小佐古専門委員 通常、我々、こういう話聞くと、不均等被ばくなら、中学生でもできるような簡単な式のところに重みをつけて入れれば、1行で済んじゃうということですよ。それ以上の特殊な状況のときに非常勤の人に評価を預けるといのは、異様な感じがするんですけれども、どうですか。

○高田課長代理 非常勤というか、外部の方というご指摘ですか。

○小佐古専門委員 そうですね。この人は職員じゃないですね。

○高田課長代理 はい。ただ、常勤で、そのまま1年間のお仕事をお預けしていますので、事後的な特殊な……。

○小佐古専門委員 常勤でというか、職員じゃないですね。

○高田課長代理 はい。

○小佐古専門委員 だから我々の感覚だと、人の線量というのは後でもめると大変なので、複雑なことは正規職員がちゃんとやると。式とかそういうところに入れればいいというところはやってもらおうと思うんですけれども、そうじゃないんですか。

ほかのところも今のに似たようなところが出てくるんですけれども、いろいろなところに、非常勤で雇っている人に全部やってもらいたい書きぶりのところがあるけれども、それはまずくて、私も大学の研究炉で非常勤の人をいっぱい雇っていましたがけれども、きちんとして責任をとらなくちゃいけない部分は正規職員がちゃんと見ますし、非常勤の人はマニュアルに書いて単純に作業ができる場所に限定すると思うんですけれども、そう

じゃないんですか。

○高田課長代理 どの部分を請負契約にするかというところの判断かと思うんですが、事後的な状況で、想定外……。

○小佐古専門委員 いや、だから、今聞いているところで、例えば線量評価のところ、非常勤の人に100ページ読めというようなことは、僕らは要求したことはないですけども。

○高田課長代理 100ページというのは、全体の基礎的なところから書いてあるマニュアルと呼ばれるものはどのぐらいのボリュームかというご質問について答えたつもりですので、ほとんどのボリュームは、先ほどおっしゃっていただいたように、ほかに一般的に線量評価サービスをやっている業者であればわかる内容も含めて100ページのものがあると言っています。私たちも、定型ができていないものについてを、この業務の中で外来の方にしていただくということではないので、全て定型化はできています。ただ、その定型化してある作業の種類とか形態というのが、発電所とは多少異なる特徴があるというところをお示ししているつもりですので、特に事後的な状況とか、想定をしていなくて、マニュアルにもなくて、マニュアルにあらかじめ当てはめた数式に入れられないような、もし被ばく形態があれば、それはこの契約の中でしていただくということではなく、先生がおっしゃってくださったように、職員のほうの責任でもってやるとは考えています。

○小佐古専門委員 全くそのとおりで、それがわかるように書いてほしいと思います。

○高田課長代理 はい。

○尾花主査 今回、機構が自主選定されたということは、入札方法について大きく変えようと思われたと私もは理解しているんですが、その観点から、どのように工夫されて情報を開示し、ハードルを下げたかというところは、委員全員が非常に関心がございます。今、小佐古委員の指摘があった、機構様と受託事業者との業務のすみ分けを明確にさせていただくという点は、重要です。辻委員の質問によると、もしかしたらこれは私でもマニュアルを見て機械で数字さえ測ればできるのではないかと思ったんですが、今の機構のご説明を聞くと、いや、そうでもないような気もしてきたので、そのあたりを明確に書き分けるように、ぜひお願いしたいと思います。

○小佐古専門委員 関連するのですね。なぜ聞いたかという、例えば66分の5ページの品質保証のところ、確保される対象業務の質というところで、①は適切に実施するということがいいんだと思うんですね。③も、個人情報がありますから、それは漏えいすることがないようにということで、①と③はいいと思うんですけども、②と④が私にはよくわからなくて、言われるように、不適合事象ということが新しくいろいろ言われるようになって、ルールから外れているということを非常に明確にするように言われているんですね。ここの②のところは、委託しているその人が、その不適合事象ということの後ろでも例題で挙げられましたけれども、このことを理解して、自分が不適合事象にならないようにやってくれと私は読めるんじゃないかと思うんですけども、それは違うんじゃないかなという気がするんですね。不適合事象というのは大変な、特に重大なと言われると、かなり

大事になるんですね。研究所をとめろみたいな話になりますから。だから、その種のものは正規職員がちゃんと意識してやるべきことで、それをここに出して、あなた委託しているけれども、あなたもそれを頑張ってくださいと読めるように書いちゃいかんという気がするんですね。

お金出してお願いしているわけですから、あなたの責任の範囲はここら辺で、あなたはこういうところまで守ってくださいねと。もちろん今の時代は、不適合事象が起こると私たちはほとんどないことになるし、あなたがやっている仕事はそれとも絡んではいるんですけども、そのことは意識してちゃんとやってくださいねと。こうだと、ご自分で、J E A Cの4111で規定された状態を自分でちゃんと守れたか、不適合事象に当たるところを自分で理解しているみたいに読めるんですけども、それは間違いじゃないかと思うんですけども、私が言っていることは違うんでしょうか。

○高田課長代理 この原子炉等規制法のほうがエンドースをしている民間規格が、ここにある原子力発電所における安全のための品質保証規格、J E A C4111というものになるんですが、ここでは、調達でこの保安規格に係る作業をさせる以上は、調達管理のルールの中で、請負の業者のほうにもきちんとかういったものを守らせるようにという規定がございます。この中で、先ほどの特殊なところをどこが職員、機構がやるかというところも、ご指摘のとおり、少し明確でないところがあるので、改善の余地があると考えます。ここも同じように、②の口で、私たちとしては、この「落札者の責による」というところが大きくございまして、全てこの業務に係る不適合が起こってしまったらあなたたちのせいだとしていたわけではなく、一翼を担う者として適切な責任感を持って仕事をしてほしいということ伝えるというのが、私たちのほんとうの意図ではございます。

ただ、今ご指摘いただいたようなコメントがあるというところは十二分に理解をしましたので、この「落札者の責による」というのが、具体的に責任分界点がどこにあり、それは具体的に示せるのか抽象的に一般化できるのかは今すぐはできないんですが、前向きに必ずここはクリアにして、不要に全ての責任が業者にあるということを思わせてしまうような表現というのを避けるように努力をするということで、ただ、この行を、項目を取ってしまうというのは、我々、調達管理をして一部の仕事を請負でやっていただく以上は必須の項目と考えておりますので、書きぶりというところに対応すると、そここのところの責任感ですとか品質保証というものが、単に目標ではなくて、どういう点については守らなければいけない、どこは逸脱してはいけないというポイントがあるかというところは、ぜひご理解の上やっていただくというところは、ここはできれば残させていただきたい項目と私は考えております。

○小佐古専門委員 いや、私と感覚が違うんですけどもね。お金出して非常勤で来ている人に、法令で要求している最後のとりでのところを、一覧表で具体例も出して、この質のところ、ここが一番表現が多いわけですね。行数も。これはバランスを欠いていて、実際に起こったときに、どこの範囲のところまでがJ A E Aさんで、あなた読んだはずで

しょと。あなたの責任ですかというところになっちゃうような気がするんですね。規制庁だって、そんなことは要求していないと思いますね。規制庁が要求しているのは、それは事業をする人間が自分の責任でやりなさいと。中の職員がやってもいいし、人を雇用してもいいけれども、自分の責任でちゃんとやりなさいと。人を雇用するなら、その人に押しつけるんじゃなくて、どの範囲をお願いしていますということをはっきりさせて仕事をやってくださいと言われるんだと思うんですね。

今のところはあれで、最後の④のところ、業務の質を要求するところで、アンケートが後ろにあるんですが、アンケートを見せていただくと、業務の質というよりは、ここで雇用した人の愛想がよかったということを知っているんじゃないのかなという気がすごくするんですよ。このアンケートはね。そうだったらやってもしょうがないので、もし技術的なレベルの質を確保したいということであれば、我々の業界用語で言えばブラインドテストですよ。やっている仕事の、1の委員会とか途中で、それ以外のことは伏せておいて、これを通常のルートで流して、それをちゃんとやっていただけましたかねと、そんな感じのことを僕らはイメージする。必ずしもそうということではないんですけどもね。担当者の対応がよかったですかとか、技術レベルを満足していますとか、ユーザーに聞いたってしょうがないような気がすごくするんですけども、いかがですか。

○高田課長代理 この部分につきましては、市場化テストという趣旨を考えて、より広い関係者の方に意見を聞いたほうがいいのではないかと考えて、当初、このアンケート調査と項目を設定したんですが、小佐古先生がおっしゃってくださった点もあるかと思えますので、できれば両方の方向で、必要な確認というところを検討したいと思うんですが。

○大場参事 この満足度アンケートについては、まずこの契約が請負であるということがありまして、人の評価を求めるというのではなくて、会社としてのできばえを求めるという観点から見まして、仕事の完成度としてどうだったかという観点でアンケートをとってみたいということをございます。人の質に対してどうかというところは、逆に入り過ぎて、偽装請負、派遣とか雇用になるんじゃないかということもありますので、会社の質としてどうかという観点でアンケートをとりたいということでも考えたものです。

○尾花主査 今おっしゃった偽装請負というのは、どのポイントでしょうか。

○大場参事 我々と業者さんの関係に雇用関係はありませんので、雇用関係の質に踏み込むところまでは我々はしてはいけないと考えていますので、会社の質としてどうかという観点でアンケートをとると考えています。

○尾花主査 多分、小佐古委員がおっしゃったのは、本業務で重要なのは、測定・評価等が正確にできることだということです。その正確性を判断するのに、「満足ですか」と線量計をつけていた業者さんに対して聞いても、正確性は見えないのではないかとのご指摘だと思いますが、そのポイントではなく、受託業者として真面目にやっていたかというのを、このアンケートで見たいということですか。

○大場参事 真面目にといえますか、結果としてちゃんとやっていたかという観点で見た

いということです。

○尾花主査 結果としてちゃんとやっていたかどうかというのは、一時立入者という方方は、受託業者が結果としてちゃんとやっているかどうかというのはわかるんですか。つまり、今おっしゃった測定や評価がきちんと受託業者によりされていたかということ、この区域内に入る人にはわかるんですか。

○高田課長代理 アンケートの対象者なんですが、実際入った方ではなく、入る方をエスコートする、機構側の担当の部署がございまして。現場側、現場ごとに部署があつて、この人が見学で一時立ち入りをするとか、そういったことですので、現場側の担当部署のほうにアンケートをとるということを想定してございました。そうすると、どういった現場にどの程度入ったので、きちんとした結果として返ってきたですとか、そういったところがある程度のはわかります。小佐古先生がおっしゃったブラインドテストのようなレベルのところはもちろん判断はしかねるんですが、そういったところで適切に必要なタイミングで線量計がちゃんと受け取れたですとか、そういったところは、こういったところで判断できるとは考えております。

○辻専門委員 よろしいですか。別紙6の実際のアンケートを拝見すると、「特定評価に関する技術的レベルについて満足されましたか」という文言が何遍か出てきます。これというのは、機構側の担当側の部署さんは、この測定評価が正しかったということ、後から追試というか何というか、何らかの適切な方法によって、これは正しい判定をしてもらえたなということがわかるシステムになっているのでしょうか。

○高田課長代理 システムとしての成立はしてございませんので、今申し上げたとおり、ご自分たちのそれまでの経験ですとか、そのほかに定点測定をした場所の情報などというのは、現場が把握しておりますので、そういったところから、ある程度の判断ができるというものでございます。

○辻専門委員 つまり、ふだん、こういう環境でこういう作業をすると大体線量はこれぐらいが相場だなということが頭に入っていて、それと照らし合わせて今回の業者さんの出したデータを見ると、大体相場の範囲内だとかという、そういうかなりアバウトな判定ということですか。

○高田課長代理 そうです。このアンケート調査について想定をしている対象者と回答のレベルは、そのレベルです。

○辻専門委員 だと、先ほど小佐古先生がおっしゃっていたブラインドテストは、今後導入するかどうかはまだわかりませんが、導入する方向で議論いただけるという理解でよろしいのでしょうか。

○高田課長代理 はい。おそらく我々が通常行っている教育訓練というのが定期的にやらなければいけないものの中に、そういったものというのは差し込み得りますので、それをこの条件に書くかどうかというところは一つあるかと思うんですが、適切に業務を行うという仕様書で求めている範囲の中で、当然書かれていると我々は考えておりましたので、

業務の質の判断の中に入れるかどうかは検討させていただくということにしたいんですが、適切にブラインドテストのような形で、より高度な業務の質の確認の仕方を考えるということは、お約束させていただきます。

○川澤専門委員 今のアンケートの件なんですけれども、先ほどご説明いただいた業務の質のところ、「違反となり許可の取り消し等につながるおそれがある」という形で、このサービスの質を確保するというのを、非常に強く求められている文言だと思います。それに照らしますと、先ほどおっしゃっていただいたアンケートが、かなり俗人的なといいますか、個人の判断に委ねられるものになってしまうと、そういった判断になってしまっているのかどうか。つまり、業者満足度調査を、実施するかどうかは別としても、サービスの質に含めることが適切なのかどうかというところも、あわせてご検討いただければと思いますし、仮にそれがそれほど正確性の高いものでないのであれば、それも事業者さんの負担になるわけですから、そういったこともコストにはね返るとなると、実施することに意味があるのかどうかというところもご検討いただければと思います。

○高田課長代理 承知しました。検討はします。ただ、このアンケートの確認自体は機構側が実施するもので、業者に負担を求めるということではなく、こういう視点の確認もするよということの開示と考えておりますので、あまりこれをやるやらないが、業者に大きく負担ではないとは考えてはいます。

○尾花主査 ただ、参入障壁にはなると考えます。なぜかという、既存の受託業者さんと機構との関係は既にあるので、既存の受託業者さんは評価が高くなるだろうと推測されます。新しい方にとって、機構の職員さんに、漠とした項目で評価されるというところについて、その評価のさじ加減がわからないので、障壁になる可能性があるという点からも、ご検討をいただければと思います。

○高田課長代理 承知いたしました。

○辻専門委員 済みません、先ほどの続きで、説明資料の紙の、同じくカラー刷りのほうなんですけれども、一般論で申し上げますと、業者側にとって負担が重い困難な業務と一緒に抱き合わせて委託されてしまうと怖いので、なかなか参入できないという方向に働くかと思っています。それでその前提で、右下の肺モニタという部分でございます。私、これ、全くど素人でございます、どのような機械かも存じ上げません。そこでお伺いしたいんですけれども、この肺モニタに関しては、プルトニウム吸入事象発生時の特殊モニタリングに使用すると書かれています。そうすると、おそらく被ばくなされた方が、微細な粉末か何かのプルトニウムを吸い込んでしまって、それが肺の中にどれぐらい残っているのかなというのを測る機械かと推測するんですが、これは、実際被ばくなされた方が呼吸している場所に、一緒に、検査をする方が何も防護しないまま居合わせても大丈夫なものなんでしょうか。つまりこれ、業界の方がこれを見た瞬間に、ああ、こんな肺モニタを使わされるのであれば、かなり負担が重いから、これは参入をやめておこうとか、そういう方向に働いたりはするんでしょうか。

○高田課長代理 私はそのようなことはないと思います。技術力がある者であれば、そういった自分たちの被ばくという観点でのご心配はされないと考えます。

○辻専門委員 この特殊モニタリング、事故時ですよ。その事故時にも、今回受託者側の人間が、責任を負担して実施するという理解でよろしいですか。

○高田課長代理 特殊モニタリングの実施は対象外になります。それに使用するモニタとして、定常の管理をお願いするということです。被ばくがないときには、同じ装置を使って定期測定がありますので、プルトニウム吸入事象の前に年1回の定期測定とありますので、この定期的測定の部分と、この装置自体のメンテナンスのみが対象で、実際に特殊モニタリングをやる者は、機構の職員が対応いたします。

○辻専門委員 ですので、特殊モニタリングは今回の委託の範囲外であるということは、どこか明記されているのでしょうか。

○高田課長代理 実施の内容のほうに定常とか定期モニタリングと書いてあるだけで、特殊モニタリングが要らないという書き方をしていないので、そのあたりのところは、もう少し注意を持って、少し書き加えるような形をしたいと思います。

○辻専門委員 わかりました。僕からは結構です。

○生島専門委員 済みません、ご説明ありがとうございます。教えていただきたいんですが、今、辻委員のほうからご質問のありました、このカラーのポンチ絵のほうなんですけれども、内部被ばくの測定評価の行われる場所というのは、WBC車という車の中と考えてよろしいのでしょうか。

○高田課長代理 それ以外に設置場所がございます。

○生島専門委員 それ以外の設置場所というのは、実施要項の3の本業務の概要というところの真ん中辺に書いてある、いろいろな「プルトニウム同位体を取り扱う作業が実施される」とか「広く汚染したエリアや線源が多方向に存在するエリアでの作業などが実施される」とあるんですが、そういった場所で検査が実施されることはございますか。

○高田課長代理 ありません。作業場所については、例えば実施状況のところなので別紙7になるんですが、66分の43ページと44ページに示してございます。ただ、ここが管理区域でないという記載は特段はしていません。

○生島専門委員 でもそれがないと、済みません、実施要項の3ページのこの部分で、なお書きの部分を読むと、「また、グローブボックス作業や広く汚染したエリアや線源が多方向に存在するエリアでの作業などが実施されるため、不均等被ばくや水晶体被ばくの管理に係る業務等も必要となる」という文言なんですけれども、これ、私、うっかり読むと、最初読んだときに、ああ、そういう線源の多いエリアで、この検査の作業が実施されるんだと読んでしまったんですね。そこで検査が実施されるために、だからなればこそ高い専門知識が必要なんだと、うっかりすると読めてしまいかねない文章の書き方になっているかと思います。

それで作業場所についてはお聞きしたんですが、そうすると、そういったことがないの

であれば、まず作業場所が管理区域外であるということを必ず明記していただく必要があるかと思ひますし、そしてそれに関連して、仕様書の6ページ、66分の7の入札参加資格の⑥の部分に関連するんですけれども、もともとこういった高い専門知識が必要なのは、私は最初、管理区域の中での作業なのかなと、だからこそ必要なのかなと読めてしまうんですよね。非常にこの係る部分が重たい表現になっているかなと思ひまして、これは非常に大きな誤解を招いてしまうのかなと思ひますので、もし管理区域外であれば、ほんとうにそこまでプルトニウムの知見は必要なんでしょうかとというのが逆に疑問となってまいりまして、管理区域外で直接的な、要はγ線だろうが中性子線だろうが、何が原因による線量であったとしても、計測は管理区域の外であつて、何の原因であつても同じ線量を計測するという意味ではシンプルな作業であれば、その放射線の専門知識がほんとうに必要なのかどうか、もしどうしても必要でないならば、この資格要件を外したほうが、より広く入れるのではないのかなと思ひたんですけれども、いかがでしょうか。

○高田課長代理 作業場所が管理区域でないということの明示は、おっしゃるとおり、こちらで配慮が欠けておりましたので、そこが誤解がないように、今ご指摘いただいた箇所については修文をさせていただきます。

66分の7ページの要件のところですが、ここはおっしゃったところは技術的に承服しかねるところがありまして、どんな放射線であつても機械が使えれば評価ができるというものではないので、場所自体がそういったプルトニウムを取り扱っているそのままの場所ではないとしても、そこで作業された方の被ばくというところについては相応の知識というのが必要と考えるので、この部分は必要なもの、我々がこの後、実際にごらんをいただくマニュアルや手順書を適切に運用する場合に最低限必要な知識ということで考えておりますので、その場所の作業であるとか直接取り扱うものではないというところの明記はしますが、その対象がどういった従事者であるかということの特徴として示している文言については残したいと考えますが。

○生島専門委員 もしマニュアルを読んで対応できるのであれば、そのように記すべきかと思ひますし、非常にこれ、こんなに専門性の高い、プルトニウムの取り扱いによるかと言われてしまうと、そこまで専門性の高い知識がある方というのは相当限定されてくるかと思うんですが、マニュアルを読んで学習できるのであれば、その知見というほどの書き方はしなくてもよいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小佐古専門委員 座長。

○尾花主査 はい。

○小佐古専門委員 私のところの経験をね。大学の研究炉なんかは極めて高濃縮なウランを持っていて、プルトニウムと同じ扱いになるんですけれども、特定のエリアとか、いろいろあるんですよ。警備員雇つたり、放射線管理の人を雇いますけれども、雇うときには、そういう話はしますけれども、それは要件にはしません。そういうところには入らないから。ただ、ガイダンスとか、中でどういう仕事をされますかと、これがスリップしたらど

うということになりますかという話は中では済みすけれども、入られる前に、例えば高濃縮ウランはこういうもので、こういう知見を、警備のおじいさん、知っておいてくださいねというようなことはやりません。

だから、どれぐらいの書きようかですけれども、先ほどの表現も同じで、この外部に出す入札の実施要領のところは、実際にやられる作業と、そう場所であるとか、そういうことが混在しているんですね。それは明確に分けてあげないと。もちろん実際に作業をするときに、プルトニウムを扱うときには不均等被ばくとか作業条件によっていろいろ変わるというのはあるんですが、それを非常勤の人にやらせるということはないですよ。職員が作業計画とかそういうのを見て、こういう状況だからこういう順番で計算してくださいねというのは、マニュアルなり、今日の作業はこうですというのは指示をされるわけですから、今のお話を聞いてもね、だからそれがわかるように表現してあげないと、一切合切、重大事項が起こったときには、あなた。

それと非常に気になったのが、0件というのが書いてあって、情報の漏えい件数は0件であることというの、もちろん0件を目指してみんなやっていたかないといけないんですけれども、0件であるという入札書を、私はいろいろなものを見ましたけれども、見たことがないですね。その上の「不適合事象を」というところも、かなりきつい言葉になっていて、実際にはそういうところは要求できないんだと思うんですけれども。

さっきの質のところの2番のところは、大幅に書きかえられたほうがいいんじゃないのかなという気がしますね。一般に専門の人にこれを見せたら、みんなびっくりしちゃって、そんなところまで非常勤の人には要求できませんし、0というの、確実に漏えいがないようにしてくださいというのでおしまいだと思いますね。

○大場参事 ただ、このところは定量的に示してあげないと、なかなか定性的ではわかりにくいと考えておまして、0じゃなくちゃ、1件でも起こしたらだめかということではないんですが、この仕様書の中の指標としては、先生おっしゃったような、0を目指すという。

○小佐古専門委員 待ってください。それは逆に、数字を書いたときに何が起こります？ 0件じゃないときに何が起こるんですか。決めておかないといけませんよ。数字を仕様書に書くんですよ。

○大場参事 そうですね。

○小佐古専門委員 これ、聞かれますよ。要求されると、言われたほうは、何か裁判にも打って出てきますよ。それがないように慎重にやってほしいというのが普通で、0なんていう数字は、私、見たことがないですよ。書いた途端にそれは厄介な話になるし、1になったときに、役割分担とか責任とか比率とか、そういうのはどのようにされるんですかと、明示してくださいと言われちゃいますよ。裁判になると、非常勤で雇っている人に、それは責任ありませんよと。この範囲でやってくださいというのが非常勤の仕事ですから、中の人全部責任あるんですよ。0と書いておいて人に責任を回すという、そんな組織あ

りますかと必ず言われますよ。不適合事象も全部同じですよ。こんな厳しい言葉が登場するのは、中の人でないと無理ですね。

さっきのプルトニウムのところも同じで、生島さんがお聞きになったように、基本的には管理区域じゃないところで線量計をやられたり、内部被ばくの補助をされているわけですから、初めから中のプルトニウムのパフォーマンスとか、そういうところを全部知っておくということを入札の要件にするのは、私自身は非常に違和感がありますね。もちろん業務をお願いするときには、あなたはこういう施設にいるんですよと、こういうときにはこういう目に遭うんですよという説明はしますけれども、入札の条件に活字としてどんどん書きちゃうというのは、非常に違和感がありますね。

○尾花主査 では、今のご指摘は、ご説明いただいた業務は、素人でも一定の教育を受ければできる業務のように理解できるのに、質として守らなければいけないように解釈できる②の口の部分に壮大な義務が書かれており、そのバランスを欠いた記載内容が、かえってこの業務の本質の理解を妨げているのではないかというご指摘かと思うんです。

例えば25ページの重大な不適合については、関係法令に違反した場合とか、非常に壮大な内容の記載がされていて、簡単な業務をすることによって、こういう重大なことが発生するかなのような疑念を与え、基本的にこれを書くということは、これ全部守りなさいという義務を課しているのと同じなので、書き方として工夫をされたらどうなんだろうというご指摘だと思います。

○浅羽副主査 よろしいですか。先ほどの話の続きになってしまうんですが、66分の7ページのところの入札参加資格の⑥と⑦、すごく気になります。まず一つは、何を言っているかがよくわからない。何がわからなかったというのは、まず上のほうは、これは事業者に対して、こういうような①、②、③、④、⑤とか言っているのは、これはわかります。でも⑥や⑦というのは、これは事業者としてこういう知見のある人がいる事業者という意味なのか、それとも、この業務に従事する人に、これをあらかじめ求めているのか。何を言いたいのかというのが、よくわからない。事業所としてこういうような業務をやったことがあるということで、実際に行く人はそれをやったことがない。これでいいのか悪いのか。私は別にちゃんと教育が後でできればいいと思うんですけれども、これをあらかじめ資格要件として何が言いたいんだろうかということが、正直、申しわけないんですけれども、よくわからなかったと。

できるだけこうしたプルトニウムの危険性とか、あるいは技術とか、持っているほうがいいだろう、それはわかります。ただ、それが、事業所としてやったことがあるから持っているという意味なのか、実際にそこでホールボディーのカウンタの操作をする人がその知識を持っているということを求めているのか、正直、よくわからないということで、実際に私、例えば以前、もんじゅで視察させていただいたときに、ホールボディーのカウンタ、受けたりしましたけれども、そこで実際にやってくださっている方が、どれだけの知識が必要なんだろうか、あるいは、2カ月前に1Fで視察行ったんですけれども、そこで

ホールボディーの最新のやつでやったんですけれども、そこでやられている方はこういう知識を持っている必要があるのかなということに関しては、危険性に対してきちんと教育されているとか、そういうのは絶対必要だと思います。安易なことをやっちゃいけないし、すごく大事なことをやっているという認識はあります。ただ、それが業者としての入札の参加資格に明示するようなことなんだろうか。それよりも、事後的にきちんと教育を、私たちがそういうのをしますから、それを受けてくださいとか、あるいは、マニュアルにきちんと書いてあるので、その危険性とか大事さ、そこはちゃんと読んでくださいとか、そういうほうが大事なんじゃないのかなと思ったので、聞いていて、果たして何なんだろうかなという印象を持ちましたので、言い方はきつかったんですけれども、ここで言っている意味がよくわからない。

だとしたら、あらかじめ資格として書く⑥とか⑦を、こう書かなくちゃいけないのかなと。技術力を有している。これはホールボディーとかのカウンタの中身がわかっているのか、いやいや、そんなこと、絶対あの人たちに必要ないだろうと。そもそもそれは事業者としてもものすごく高度なものですよね。あの機械自体、すごく高価なものだと思いますし。そんなことを求めているんじゃないだろうと思うんですが。

○高田課長代理 よろしいですか。おそらく主査もおっしゃってくださったとおり、私たちの表現に至らないところがあると思います。その前提で、ご説明だけ、まずご理解いただくためにさせていただきたいんですが、⑥の文章は、プルトニウムが危険であるので、そのそばで働くことをご理解いただきたいという趣旨ではございません。プルトニウムの被ばくというのが、最初のほうにも申し上げましたが、発電所など国内で多くある原子力事業者、そういったところとは少し被ばくの形が違うので、それについては知識がないといけないということで、⑥を書いてあります。

ですので、そういったプルトニウムの危険な場所でないということ、一つ障壁を下げるために明示をいたします。それは管理区域ではないとか、作業場所の問題として明示をすることと、あと、今回この仕事をしていただくときに、マニュアルを理解しながら適切な線量の測定と評価をしていただくときには、プルトニウムの取り扱いで従事者が受ける被ばくというのはどういう特徴があるかということ、理解していないと、マニュアルを読んでも。マニュアルのとおりによれば、確かに通り一遍の答えは出ると思います。ただ、それを適切に運用し、例えば何かささいな入力ミスがあったときに、こういった数字の関係で答えが出てくるのはおかしいと確認をして自分たちで見直すとか、そういった部分についてはある程度のベースの知識が必要だと考えて、そこを要求するというで⑥を持ってございます。

ですので、そのところはうまく書き分けをしたいと思うんですが、あくまでもベースの知識のところは、ある程度は要求する。差分で、具体的にマニュアルを使ってどういう仕事をすればいいかのところは、引き継ぎの段階等でお示しをするというすみ分けを考えているので、マニュアルと我々の一般的な説明のところをご理解いただくベースの技術力

として⑥を書きました。

⑦のところですが、いろいろな発電所等をご視察いただいたということなんですが、我々はこの設備については、ただのオペレーションということではなくて、設備の点検の維持管理のところをこの業務の中でしていただこうと考えておりますので、おっしゃるとおり、オペレーションのところはそれほど知識が要りませんので、5名の中の人員配置の中で業者さんに工夫をいただいて、ある程度会社で理解をして責任を持った人が、例えば総括責任者で入るとか、定期的にいろいろな巡回をしてご指導いただくとか、いろいろな形がありかと思うんですが、私たちが求めている知見とか技術力というのは、全体に申せば、受注者の会社全体としての技術力です。

ただ、それは会社の社員全員が持っているとかと要求をしているわけではないので、知見・技術力を持っている方がどういう形でかかわってくださるかというのは、技術審査の中でお示しいただいた中で十分かというところは判断させていただこうと思うので、完全な定量化はできないんですが、全員がこれを持っているという作業員に対する資格ではなく、あくまで会社に対する資格要件。資格という言葉が適切ではないかもしれませんが、会社として知見・技術力を持っていていただきたいというのは、こういう仕事を実際に業務にあるからということで考えています。

○浅羽副主査 そのお話の前提で、実際に受注可能な業者さんというのはどれぐらいあると想定されているのでしょうか。

○高田課長代理 ある民間の原子力施設でこれに類似の契約を、今、現行の契約とは別の業者で、やっている会社がございますので、そこは既に内々のお話をさせていただいて、こういう仕事があればできるかというところについては、技術的にはできますという回答をいただいています。ですので、1社は確実にあると考えています。ほかには、⑧のところで「共同事業体」とございます。実際に共同事業体を組んでいただけるかどうかという確認はとってございませんが、個別に⑥、⑦、それぞれの要件で、単独でよければ、より多くの企業で対応できる会社があると考えています。

○浅羽副主査 ということは、今のお話を私なりに解釈させていただくと、単独で受けられる可能性があるというのは、現行の事業者さんと、あとは過去に入札したことがある業者と、その六ヶ所村での、この3つしか技術的にはないのではないかと想定されているということでしょうか。

○高田課長代理 いいえ。確実にそこは確認ができる、私たちが知っている中では確実にだと考えているということで、もっとあると考えてはいます。

○浅羽副主査 何でそんなことを伺ったのかというと、ここで言う技術力とか必要な知見が、どんなものなのかなと。お話を伺っていると、何かすごく高いレベルのような気がするんですが、でも、え、そこまでのことかというのが正直言ってあるんですね。そこがこのように書かれていて、その話伺うと、あるかもしれないけれども、現状で機構さんで3つしか確認できないようなものなのかと。そこまでの高いものを、ここで言う知見とか技術

力と言っているのかというのが、すごく何か、実際にやられていることとギャップがあるような気がするんですが、ほんとうにそこまでのものを要求されているんでしょうか。

だとしたら、そこはもうちょっときちんと書かれたほうがいいような気もしますし、あるいは最低価格落札方式でやるべき内容なのかなというのが、正直、思います。そこまでの技術力で、差がつくのであれば、そこで差をつけちゃえばいいじゃないかとも思うんですね。でも、そうじゃなくて、最低価格落札方式でやる、一定のレベルあればというのは、もうちょっと幅広いもののような気がするんですね。盛んにおっしゃられていますけれども、通常の原因、通常という言葉はよくないですね、原因で民間事業者がやられているような、原因でこういうことをやられている方でも、一定の期間をちゃんとトレーニング等積み、あるいはちゃんと覚悟を持ってとか、きちんと別途何か教育があればできるということじゃないのかなと思うんですが、そうすると一遍に数が広がるような気が、私、イメージしているんですけれども。何も私がやれとか、やれるようにしろとか言うんじゃないですよ、もちろん。そうじゃないんですが。

○小佐古専門委員 座長、よろしいですか。

○尾花主査 はい。

○小佐古専門委員 今、副主査がおっしゃったとおりじゃないのかなと思うんですね。ここで3社しかないと言われると、私はこの分野の専門ですけれども、異様な感じがしますね。もっと何万も個人線量をやっているC社とかM社とか、西のほうにもP社とか、大きな会社というのはいっぱいあるんですよ。そういうところは、今の $\alpha$ の不均等被ばくとか、そういう話を知っている人なんかいっぱいいますし、そもそも特殊だ特殊だと言われますけれども、私も講義でやりますが、不均等被ばくとか $\alpha$ の特殊性というのは、線量のことを知っていれば、30分ぐらいお話しすれば大体済むお話じゃないのかなと思うんですね。だから、ここのところに「入札参加資格に関する事項」と、「入札参加資格」というところにこれ書くのかなと。そんな思いはありますね。一種の国家試験の主任者の資格を持っている人が必ず入ることとか、そんな感じであれば非常になじむんですけれども、こういう経験を有することとか知見をと言われても、どのレベルなのかわからないですし、そもそもそんなの資格なのかなと。

お聞きした感じでは、従前は特定の社がずっとおやりだからということなんだろうけれども、我々が大学やっているときには、いろいろな社が応札されるので、必ず新しい会社が入るとガイダンスやるんですね。引き継ぎとかガイダンスとかですね。大体その中で危なげなことは全部注意しますし、非常勤でお願いするときには、変わったことがあれば、すぐ職員に連絡してくださいという形のお願いをするんですね。だからさっきおっしゃったように、資格要件のところに「知見を有する」とか、そんなのはあまりなじまないし、非常に定性的ですから、そもそもそんなのが要るんだったら、ガイダンスのときにちゃんと言えば、ものすごく大変な仕事でもありませんし、こういう特徴があるから注意してくださいねと、それで用事は足りるんじゃないのかなという気がします。

そもそも異様な感じがするのが、1社になっちゃっているところが異様な感じがして、こういう分野は、協会とかというのはいろいろなものがあるんですよ。我々は個線協というんですけれども、個体線量を測っているようなね。すごく数があるんですよ。小さいところから大きなところまでね。だからぜひそういうところにも公募のアナウンスをしてあげて、いい事業者さんを選んでいただくといいんじゃないかなという気がしますけれども。

○大場参事 今のご指摘の点につきましては、幅広く業者を募るという観点で、そういった業界団体さんのお力もかりながら、応募者の拡大に努めてまいりたいと考えておるところでございます。また、入札参加資格につきましては、ご指摘もございまして、例えば入札説明会のときに解説するとか、あるいは仕様書の中で、こういった心がわかるような形に丁寧に書くとか、そういったところで対応してまいろうかなと、今、考えておるところでございます。

○辻専門委員 済みません、今の66分の7の⑥、⑦、引き続いてご質問なんですけれども、参加資格として書いている以上は、例えば⑥、線量測定に必要な知見を有していないと判断された場合には、もうそのまま落選してしまう扱いだとは思いますが。おそらく機構さんの側では、線量測定に必要な知見を有しているかないかを判定する審査基準みたいなものが、既にあるんじゃないのかなとは推測しているのですけれども、現状、線量測定に必要な知見を有しているかないかに関する内部的な審査基準はあるのでしょうか。

○高田課長代理 今のところは形にはしてはございませんが、こういったものであればということで、今、イメージは少しつけて、こちらに付記してあります。66分の50ページに、参加資格等の証明の例として幾つか挙げてございます。これが全てではないので、説明会までにもう少し明確にお示しできるようにとは考えているんですが、過去の業務実績、従事者の資格等を組み合わせた形で、何かしら評価をしようとは考えています。

○辻専門委員 先ほどたしか、ベースとなる知識があって、それがないとマニュアルを読んでも理解できないのではないかというご懸念をお伺いしております。そのベースとなる知識というのが、多分もう具体的にお持ちになっていて、そのベースとなる知識の一部が、この66分の55に書かれている内容なのでしょうか。

○高田課長代理 66分の55ページ？

○辻専門委員 済みません、僕、勘違いしたかもしれません。先ほど何ページとおっしゃってましたか。50。失礼しました。60分の50ですか。

○高田課長代理 はい。

○辻専門委員 例えばこの核燃料取扱主任者の知識を持っていれば、それはベースラインの知識を持っているというお話。

○高田課長代理 はい。判断ができると考えています。ただ、これがないと仕事ができないという業務ではないので、これを資格の欄に直接書くことはできません。ただ、こういう合格をした方が持っていれば、当然、⑥の知見を有しているという証明の一つになると考えているということです。

○小佐古専門委員 こういう人は今まででいたんですか。燃取というんですけれども、燃取の資格を持っている人が、今まででいたんですか。

○高田課長代理 受注の会社にですか。おられました。

○小佐古専門委員 いや、会社じゃなくて、5人に。

○高田課長代理 ですので、これは会社に対しての⑥、⑦は要求事項であり、5人にこれを持っていなければということではないので、会社の中でそういう方がおられて、適切な受注をし、要員配置をし、業務をしていただければ結構ですと我々は考えているので。

○小佐古専門委員 でも、ここでお願いしているのは核燃料の取り扱いじゃないんでしょ。

○高田課長代理 ないです。

○小佐古専門委員 違った意味じゃ関係ないじゃないですか。何でこんなものを要求しているの。

○高田課長代理 その知識を持って、マニュアルの読み方、マニュアルの運用の仕方、やり方を、この5人に共有いただく。

○小佐古専門委員 いや、それは原子炉主任技術者だって燃取だって、いればいるに越したことはないですよ。でも、そんなにハードル高くしたら、個線協の中で応募できる人なんかいなくなっちゃうじゃないですか。

○高田課長代理 ですので、これがハードルだということではなく、一例ですということなんです。

○小佐古専門委員 非常に不適切だと思いますね。関係ないもの。だって今お願いしているのは、線量測れますかと。ホールボディーのところのちょっとした保守をしてくれますかと。深刻だったらやるなど書いてありましたよね、どこか。ホールボディーのところのメンテナンスのときに、非常にシビアなときには連絡することと、どこかにありましたよ。

○高田課長代理 はい。仕様書に書いてございます。

○小佐古専門委員 だから、そのレベルの仕事のときに、会社自身がと。直接この業務と関係ないところの資格、もちろん持っていたほうがいいですよ。いいんでしょうけれども、それが資格要件で、これがないとできないという仕事じゃないと私は思いますけれどもね。ここに例題として挙げるのは、適切さを欠いていると思います。

○高田課長代理 では、例のほうは、もう少し低目のものでの示し方も例示をするようにしたいと思います。

○辻専門委員 おそらくベースラインとなる知識の量・質と、それから与えられるマニュアルの間に、多分、合理的な関連が必要だと思います。多分、マニュアルを見た専門家の方は、あ、これだったらこれぐらいのベースラインでオーケーと思われているのにもかかわらず、不相当に高いベースラインの知識を要求なされた場合に、おそらく合理的ではないと言われる可能性があると思いますので、この点、ご注意いただければと思います。以上です。

○高田課長代理 文書での規定は、先ほどの0件等の記載も含めて、より入ってきていた

だきやすい表現に検討して、あと、その部分については、説明会等で十分説明を尽くすという形でやらせていただければと考えます。

○辻専門委員 ちなみに、ベースラインの知識は、今後、具体的にお示しなさるという理解でよろしいですか。

○高田課長代理 具体的にというところがどの形で示せるかというところが難しいので、ある程度、個線協と業界団体の人にも意見を伺いながら、入りやすい表現という形を考えられればなと思っていますので。ハードルの高い国家資格のほうがわかりやすいということを入れたんですが、逆にそこで狭めてしまうということがあると思うので、具体的にということを書くようにはします。

○辻専門委員 マニュアルも公開なさいますか。

○高田課長代理 マニュアルは説明会で見ていただくということですので、そのままホームページ等で開示というのは難しいので。

○辻専門委員 内容は結構秘密にするべき内容が含まれているのでしょうか。マニュアルの内容です。

○高田課長代理 まずボリュームが多いということと、それから……。

○辻専門委員 そのマニュアルは、ボリュームは何ページぐらいですか。

○高田課長代理 どの部分のマニュアルを見たいかということなんですが、全体でいきますと、ファイルで、この業務に係る部分で、3センチから4センチ分ぐらい。

○辻専門委員 何ページぐらいですか。

○高田課長代理 何ページなんだろう。

○辻専門委員 数百ページであったとしても、PDFで配付するのは簡単かなとは思いますが。

○高田課長代理 請求があった方には配付をします。ただ、先にこの要項と並べて見ていただくというのは、核物質の情報ですとか細かいところもございますし、我々のノウハウも混在しているところがあるので、すぐという対応は難しいので、これに興味を持っていただけるように要項のほうを書きぶりを広げ、ここで興味を持っていただいた方には広く全体を見ていただくというやり方でさせていただければと思うんですが。

○辻専門委員 わかりました。

○尾花主査 この66ページの7の⑥と⑦は非常に問題で、なぜならば、システムの開発を業務として委託するときに、決して入札業者に、機械についての知見・技術力を有していることという入札参加資格を求めることはありません。なぜならば入札参加資格は、これがあるかどうかは発注者が決めるんですが、先ほど委員がたくさん指摘になられたように、裁量権の幅が非常に大きい内容を資格にするということはないです。それをしてしまいますと、せっかく自主選定までして広く落札者を募ろうとされた機構のご意向を、かなりの割合で減じる結果になると思います。というのは、ほかの入札業者は、機構がどのようにお考えになられるのか、裁量権をどう行使されるのかというのがわからない資格を設

けられると、落札に対する意欲は非常に減じられるものと感じます。その観点から、当委員会の委員が、課題ではないか、もしくは内容がわからない、例示したとしてもその例示がほんとうに必要なのかとか、それが最低ラインになってしまうのではないとか、そういう懸念を言っております。つまり、参加資格の部分については、機構が裁量権のない程度に書き込めるのか、もしくは⑥、⑦については取り下げてくださいかという観点から、ぜひご検討を願えればと思います。

特に簡単なのは⑦なのですが、普通にシステム納入業者に対して、機械に関する知見・技術力を有していることというのは要求しません。このような資格の記載は見たことがありません。⑥については、必要な知見についてのベースとは何かというのを例示されてもわからないので、きちんと書き込むか、取り下げてくださいか方向でご検討いただかないと感じます。せっかく自主選定をしたにもかかわらず、自主選定によって得られようとした結果が減殺されてしまうのではないかと思いますので、このあたりはよくご検討ください。

○大場参事 承知しました。⑥、⑦につきましては、主査がおっしゃいましたように、裁量権といいますか、機構の恣意的なところが入らない形に直すか、あるいは取り下げるところで、持ち帰り検討したいと思います。

○小佐古専門委員 さっきも言いましたけれども、せっかくここで、今の機構さんの誘導性のトライアルとしてこういうのをやってみたいと思われるのであれば、ぜひホームページで20日ぐらいとかというんじゃなくて、さっきのような業界の方にも情報を流してあげるとかやっていただければと思うんですね。前の警備のときにも議論がありましたね。あのとき、日本の警備協会にも情報を流していただけましたよね。関連の業界のところにもアナウンスをしていただければ、それなりの興味を持っていただけるんじゃないのかなと思います。ありがとうございました。

○尾花主査 それでは時間となりましたので、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人被ばく管理に係る業務の実施要項（案）に関する審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特段ございません。20日については、また後ほどご相談させていただければと思います。

○尾花主査 大変いろいろな意見を申し述べさせていただきましたが、これもひとえに、自主選定いただいて、調達方法について大きく改善されたいというご意向だと承って、それに何とかよい結果が結びつくようにと思って申し上げた意見です。ですから、全面的に批判をするという気持ちは、委員全員に全くございません。何とか自主選定されたご意向に見合う結果になる実施要項（案）になるようにと思って申し述べさせていただいた意見ですので、どうかご理解いただければと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、日本原子力研究開発機構におきまして引き続きご検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員に確認した後、意見募集を行うようお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

(日本原子力研究開発機構退室・厚生労働省入室)

○尾花主査 厚生労働省の皆様、おくれまして、まことに申しわけございませんでした。前のものが新聞沙汰になった機構のもので、なかなか審議が難しかったもので、大変長い間お待たせしてしまう結果になり、お忙しいところ、まことに申しわけございません。

次に、労災ケアサポート事業の実施要項（案）について、厚生労働省労働基準局労災保険業務課、荻原課長より説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○荻原課長 冒頭に主査から丁寧なお言葉をいただきまして、ありがとうございました。ご紹介いただきました荻原でございます。それでは、労災ケアサポート事業についてのご説明を差し上げたいと思います。最初に、事業の概要及びこれまでの経緯について、お話をしたいと思います。私どもで用意しましたA4のペーパー、参考資料でご説明をさせていただきますので、そちらをご覧くださいと思います。

参考資料の1ページ目をご覧くださいと思います。まず、参考資料を見ていただきますと、労災ケアサポート事業については、介護保険の対象とならない原則65歳未満の重度被災労働者を対象として、2つの事業で構成をされております。資料の左側でございますが、重度被災労働者等に関する訪問支援、これは、じん肺あるいは脊髄損傷などの疾病障害に関する専門的な知識を有する労災ケアサポーターが、重度被災者のお宅に訪問いたしまして、ご本人や介護を行っている家族に対しまして、介護の方法を指導したり、相談に対応したりするというものでございます。また、労災ケアサポーターによる訪問支援を行った際に、重度被災労働者の方への健康管理指導が必要であると判断した場合、あるいは介護生活における精神的不安に対する指導が必要と判断した場合については、ご本人や家族の了解のもと、お医者様による医学的指導も行っております。

もう1つは、右側でございます労災ホームヘルプサービス事業でございます。これは、看護師等に対しまして、脊髄損傷等に関する専門的な知識、また、労災で障害を持つことになった方の心理的变化に関する知識等を習得させるための研修を実施いたしまして、この研修を修了した看護師と労災ホームヘルパーが重度被災者のお宅に訪問いたしまして、傷病・障害の特性に応じた褥瘡などの予防など専門的なサービス、あるいは食事・入浴などの生活基本動作に関するサービス等を提供するというものでございます。また、後ほど説明します労災特別介護援護事業と労災ケアサポート事業は、連携・協力して事業を実施することとしております。

これまでの経緯でございますが、本年6月に、官民競争入札等監理委員会における事業評価を踏まえまして、厚生労働省としましては、介護・看護及び財務分野に詳しい外部有識者5名による委員会、仕様書及び評価基準に関する検討会を設置いたしました。この検討会においては、民間事業者からいただきました事業費と一般管理費の具体的内容の提示

がないために利益率の見込みがつかない、あるいは、収益を確保するためには一般管理費の比率は15%必要である、また、業務内容及び事業の実績の情報が不足しているために正確な業務量が把握できず収益の判断がつかないといった意見もございまして、これらを参考とした上で、次期の民間競争入札に向けて、介護・看護の質を確保しつつ、さらなる競争性確保に資するための要件緩和について、ご議論をいただきました。

検討会の総論としましては、現行の仕様あるいは評価基準及び事業実施結果を評価するための手法を基本としつつも、改善すべき点について改善を行って、より適切な仕様等を策定すべきというご意見をいただき、一般管理費率の引き上げ等、いくつかの具体的な提案をいただいたところでございます。なお、労災ケアサポート事業につきましては、平成21年度から25年度まで企画競争による調達を実施しておりましたが、平成26年度から民間競争入札、総合評価落札方式による調達を実施して、調達の都度、競争性確保のための要件を緩和してきたところでございます。

参考資料の2ページをご覧くださいと思います。参考資料の2ページは、平成21年度から要件緩和をどのように実施してきたかというものを表にしたものでございます。雑駁に言いますと、ご覧いただければわかると思いますが、平成23年度には全国を7ブロックに分割して調達を実施する、あるいは24年度については労災ケアサポーターの資格要件を緩和する等々行いまして、平成26年度、前回の入札時には、引き継ぎ期間を3カ月にするとか、複数年度、3年間の契約を導入する、こういった緩和を行ってきたわけでございます。これらの要件緩和を実施した経緯もございまして、次期調達においては要件緩和することも限定とならざるを得ない状況がありますけれども、検討会から提案をいただいた内容を、実施要項に反映させていただいております。また、実施要項につきましては、本年8月17日から同月31日まで、意見募集、パブリックコメントを実施するとともに、昨年度事業ヒアリングに参加いただきました5社に対しましても、パブコメを実施している旨を通知いたしまして、5社に対してご連絡をいたしたところでございます。

具体的な緩和要件については、三浦補佐からご説明をさせていただきたいと思います。○三浦課長補佐 労災保険業務課長補佐の三浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。引き続きまして、私からは、具体的な緩和等、実施した部分についてご説明させていただきます。それで、内容といたしましては、検討会報告の具体的提案及び競争性改善に向けた取り組みについてご説明いたしたいと思います。

今、課長からも説明いたしました資料を1枚おめくりいただいて、参考資料3をご覧くださいただけたらと思います。表題としまして、「労災ケアサポート事業実施要項（案）の主な変更点について」という資料でございます。

その内容としまして、1点目として、一般管理費率について、厚生労働省内部に設置しました検討会から、国が実施した事業者ヒアリングを踏まえると15%への引き上げ要望があること、また、既に労災特別介護援護事業が15%で実施されていることを考慮し、現行10%から15%への引き上げ・拡充することを検討すべきというご意見をいただいたところ

でございます。この意見でございますが、民間事業者側の要望であること、また、検討会から提案されたことを踏まえまして省内で検討した結果、一般管理費率を現行10%から15%に引き上げることとしたところでございます。

具体的に実施要項では、26ページ、下から4行目になるわけでございますが、項目としましては4番の委託費に関する考え方、(3)の部分に、この15%ということに記載させていただいております。

続きまして、2点目でございます。2点目につきましては、事業内容及び事業実績の情報開示について。こちらについて検討会から、業務内容及び事業実績については、これまでも情報開示を実施してきたところであるが、新規民間事業者参入を促すため、現状の介護・看護の質の確保及びその継承を可能とする一つの手法として、現受託者が使用している研修資料を、受託者変更の際に新受託者が使用可能とし、これを明記することというご意見をいただいたところでございます。

こちらにつきましては、実施要項29ページ、イ、労災ケアサポーター(B)の⑤でございますが、労災ケアサポーター研修の実施、その部分、また、あわせまして、同33ページではございますが、大きな3番の、労災ホームヘルパー養成研修の実施、その部分に、それぞれに、現受託者が使用している研修資料を受託者変更の際に新受託者が使用可能とする旨、具体的に受託事業者が変更する際、委託事業で実施した直近の研修資料を新受託者に引き継ぐことに留意することということを明記いたしました。

また、あわせまして、検討会から、これまで開示してきた情報を整理して示すとともに、委託事業で取得した備品、それについて受託者変更の際に引き継がれる旨を明記することを考えるというご意見も、あわせていただいております。

それにつきましては、こちら実施要項165ページ、別紙8-2になるわけでございますが、これまで開示してきた情報を整理して示すとともに、実施要項36ページから37ページの(8)、備品等の管理業務に、備品が確実に引き継がれる旨、37ページ3行目以降に、委託事業が終了(中止または廃止を含む)、要は終了し、本事業を受託する予定の次の事業者が受託者と同一でない場合には、受託者は後任者に対し、後任者決定日から受託契約開始予定日前日までの間に、委託事業により取得した備品等について確実に引き継ぎを完了すること、この部分を明記いたしました。

続きまして、3点目でございます。事業費及び一般管理費についてでございます。こちら検討会から、事業費及び一般管理費の科目を明示するとともに、科目ごとの比率の目安を示すことで、事業者が収益を見込む判断材料の一つとして活用できるというご意見をいただいたところでございます。こちらにつきましては、実施要項164ページ、別紙8-1のとおり、事業費及び一般管理費の科目を具体的に示すとともに、科目ごとの比率の目安を示したところでございます。

それ以外のその他でございますが、その他として、新規加入の可能性を拡大するため、実施要項の8ページ、(12)に記載しておりますが、その部分におきまして、入札参加グル

ープの入札参加を可能とするとともに、新規参入者の負担軽減の観点から、実施要項、飛んで申しわけございませんが、166ページ、別紙8-3のとおり、企画書のひな形を、また、168ページの別紙9のところに企画書の様式例を、それぞれ添付することといたしました。

それに加えて、なお、政府全体の取り組みとして、今年度からワークライフバランス等の推進に関する指標を評価基準及び採点表に加えることとなりました。これは女性の活躍促進を図るため、その前提となるワークライフバランスの実現等に向けて、公共調達及び補助金の分野において施策を推進することを目的としております。このことから、実施要項、ページ146から149ページ、こちらも別紙3及び別紙4の評価基準及び採点表の最終項目に、この部分を追加させていただいております。

それで、労災ケアサポート事業の最後になりますが、意見募集、パブリックコメントの結果報告をご説明させていただきます。こちらにつきましては、最終ページ、もう1枚ページをおめくりいただいた参考資料4をご覧ください。結果としまして、2件、ご意見を頂戴いたしたところがございます。それで、1件目の意見としましては、こちらは本年8月19日に意見があったわけですが、内容としましては、もともと低い報酬で悪評の絶えない介護業界において、これ以上の競争入札はやめるべきである。現場の人間に対する賃金の最低額を保証するか、公務員として採用すべき。経営者の提出する予算規模において支払われる給与で自分ならやれるだろうかと担当者は想像すべきだろう。競争入札も行き過ぎるとデフレの温床でしかない、という見方では厳しいようなご意見があったところがございます。

もう1点は、8月31日に意見が入っておりましたが、内容としましては、具体的な意見ではないが、何にせよ法令が守られ、職員には特別な義務と、それに反した際の罰則が設けられていけばよいのではないかと思われた。以上、2点の意見をいただいたところがございます。

この2件のご意見につきましては、いずれも実施要項等に直接反映できる内容ではないものと考えておりますが、私どもとしましては、今後の事業運営及び企画立案の際の参考にさせていただけたらと考えているところがございます。

ケアサポート事業につきましては、説明は以上でございます。ご審議、どうぞよろしくお願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

ご検討いただき、ありがとうございます。ヒアリングの結果が明確に実施要項に反映されていることを、委員全員で今のご説明で確認できたかと思えます。なので、私からは、これ以上、実施要項（案）について何か申し述べる点はないように考えているんですが、ほかの委員はいかがでしょうか。

ありがとうございます。

○荻原課長 ありがとうございます。

○尾花主査 それでは時間となりましたので、労災ケアサポート事業の実施要項（案）に関する審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございませぬ。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）については議了とする方向で、本日をもって小委員会の審議はおおむね終了したものとしまして、あらためて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

今後、実施要項の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換等をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

○尾花主査 次に、労災特別介護援護事業の実施要項（案）について、厚生労働省労働基準局労災保険業務課、三浦課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度をお願いいたします。

○荻原課長 それでは、冒頭、荻原から説明をさせていただきます。先ほどと同じように、参考資料を用意させていただきましたので、1枚開いていただければと思います。

それでは、労災特別介護援護事業についてご説明をしたいと思います。参考資料の右側の部分になりますけれども、労災特別介護援護事業は、在宅での介護が困難な労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを、国が全国8カ所に設置いたしました労災特別介護施設、ケアプラザにおきまして実施する事業でございます。入居者定員は各施設100名、そのうち2名分がショートステイ用となっております。労災特別介護施設は、障害者への支援を行う障害者支援施設と、高齢者への支援を行う特別用語老人ホームの、2つの性質をあわせ持つ介護施設となっております。また、同施設におきましては、重度被災労働者の方を介護している家族の方が一時的に介護ができなくなった場合については、ショートステイ、短期間のショートステイを実施しているところでございます。

なお、これまで原則60歳以上の方を対象としておりましたが、空き室があった場合については若年の入居者も認めておまして、そのため、平成29年度からは、年齢要件を撤廃した上で、入居希望者が複数入ってきた場合については、一定の高齢者に配慮した仕組みに変更するというところで考えております。

これまでの経緯でございますが、これも1ページめくって、参考資料2を見ていただければと思います。参考資料2に、平成21年度から26年度までの要件緩和の事項を記載しております。21年度から25年度までは企画競争により調達を実施しておりましたが、平成26年度からは民間競争入札、総合評価落札方式による調達を実施し、調達の都度、競争性の

確保のために、要件の緩和をしておりました。ご覧のとおりでございます。

特に平成23年度におきましては、それぞれの施設ごとの分割調達を実施すると。あるいは平成24年度につきましては、引き継ぎ期間を1カ月半確保する。こういった形での緩和をこれまでも実施しておりまして、最後、平成26年度分は、複数年の契約、3年契約を導入し、また、引き継ぎ期間を3カ月に延長すると。さらには、一般管理費を10%から15%に引き上げるという形での要件緩和を実施してきたわけでございます。

こちら本年6月の入札等監理委員会における事業評価を踏まえまして、有識者会議におきまして民間事業者からいただきました、人手不足の状況にあつて、看護師及び介護職員の確保と採用に伴うコストが非常に高い入札障壁になっているのではないか、あるいは、経理上の仕組みが大変難しく、認められる経理区分に悩み、利益の上がる事業という確証が得られなかったという意見を踏まえまして、介護職員及び看護職員の常勤換算の導入の可否や、業務内容、事業実績及び経理に関する情報開示、さらには、前回議論になりました運営預かり金につきましては、廃止を含め、今後の方向性についてご検討いただいたところでございます。

変更点につきましては後ほどまたご説明をしたいと思います。検討会では、サービスの低下により重度被災労働者の生命・生活維持に重大な影響を及ぼすことが懸念されるということで、報告書の最後に、これまで競争性確保の観点から要件緩和を検討・実施してきたところであるが、これ以上の要件緩和は介護・看護の質の低下につながり、介護事故を誘発するおそれもある。特に労災特別介護施設の介護の特徴や、精神面でのケアに格段の配慮が求められるといった施設の特異性に鑑み、今後、要件緩和を検討するにおいては、質の確保に重点を置く等、慎重に検討を行うべきである、という意見が盛り込まれております。

詳細な緩和事項につきましては、三浦補佐のほうからご説明を差し上げます。

○三浦課長補佐 それでは、先ほどのケアサポート事業同様、課長補佐の私、三浦のほうから、労災特別介護施設のほうも説明させていただきます。検討会報告の具体的提案及び競争性改善に向けた取り組みについて、先ほど同様ご説明いたしたいと思っておりますので、先ほど同様、1枚、資料をおめくりいただきまして、参考資料3のほうに主な変更点をまとめておりますので、そちらをご覧ください。

それで、1点目としましては、介護職員及び介護職員の人員配置について、検討会から、現在の人員配置基準については、労災特別介護援護事業にかかわる配置基準検討会報告書、こちらは平成23年1月に報告書を出されておりますが、こちらにおいて検討・提案され、現在、同報告書に基づく配置基準で運営されている。介護職員については、常勤の看護師を12名以上配置し、1日を通して常に1人以上勤務することを要件とし、介護職員については、常勤の介護職員を24名以上配置し、1日を通して常に3人以上勤務することを要件としている。同報告書の内容を妥当なものとして判断するものの、今日の看護・介護人材確保の困難さや、多様な働き方が進んできている状況に鑑み、夜勤に伴う職員の健康管理に十

分配慮する対策を講じた上で、全数が常勤でなくとも、常勤換算で必要数を確保することを認めるべきであると考え。夜勤の勤務時間帯が17時から翌日9時までであることから、夜勤の上限を1人当たり月5回までとすべきであり、これを考慮した上で非常勤職員の配置数を検討すると、看護職員については定員の3割まで、介護職員については定員の2割まで、それぞれ配置することは可能であると考え。以上を参考に、常勤換算導入を検討すべきであると、そのような意見をいただいております。

当該意見を踏まえまして、実施要項31ページ、(2)でございますが、必要な専門性及び人員配置、イ、看護職員、ウ、介護職員のところでございますが、夜勤の上限を1人当たり5日以内とすることを条件に、看護職員については12名のうち3名まで、介護職員については24名のうち4名まで、それぞれ非常勤職員の配置、常勤換算の導入でございますが、これを認めることとさせていただきます。

続きまして、2点目でございますが、こちら、前回でも問題といたしますか、議題に挙がっておりましたが、千葉施設で管理する運営預かり金についてでございます。この千葉施設で管理する運営預かり金についてでございますが、検討会からも、労災特別介護援護事業において重度被災労働者が入居している介護施設を運営するに際して、不測の事態に備えるための資金が必要であることは理解できるものの、これまで使用実績がないことも踏まえ、現在の1施設が管理する運営預かり金は廃止することを検討すべきであるというご意見をいただきました。

当該意見を踏まえまして、今回、運営預かり金、金額にしまして2億5,000万でございますが、こちらについては廃止ということにすることとしたところでございます。実施要項では457ページ、5でございますが、従来の実施方法の部分の括弧書きの注記事項のところに記載させていただいたところでございます。

続きまして、3点目でございます。これは入居要件についてでございますが、こちら、入居要件、年齢の入居要件になってくるわけでございますが、こちらも検討会のほうから、労災特別介護援護事業は、こちらの施設の場合、土地及び建物は国の財産でございますので、国有財産を活用し、入居率90%以上の目標設定をしているが、いくつかの施設においては目標に達していない状況にあると。その一方で、近年の家族状況の多様化により、若年でも在宅での介護が困難な重度被災労働者が存在しているところと。このような若年者が入居できるような環境に配慮することも重要であると考え。このような状況に鑑み、労災特別介護援護事業を運営するに当たり、入居率向上に資するよう、例えば原則60歳以上の年齢要件を外し、入居希望が同一時期になされ競合する場合は高齢者を優先する等の措置を検討すべきであるのご意見をいただいたところでございます。

これを受けまして、実施要項27ページ、(4)の対象者、①、施設入居者（入居要件）、アというところの部分でございますが、その部分のとおり、原則60歳以上の年齢要件を外すこととし、入居希望が同時期になされ競合する場合は高齢者を優先することとしたところでございます。

続きまして、4点目でございます。業務内容及び事業実績に関する情報開示について、こちらにつきまして検討会から、業務内容及び事業実績については、これまでも情報開示を実施してきたところであるが、新規民間事業者参入を促すための方策として、総務部門が、効率化、経費の節減を図りやすいと考えられ、民間事業者の工夫を引き出すため、同部門に携わる職員の業務内容及び業務量を示すことが有効との意見をいただきました。

これを受けまして、実施要項459ページ、別添10-2でございますが、総務部門に携わる職員の業務内容、あわせて業務量をお示しいたしました。また、あわせて、検討会からこれまで開示してきた情報を整理して示すとともに、委託事業で取得した備品について、受託者変更の際に引き継がれる旨を明記することが考えられるとのご意見をいただきましたので、こちらにつきましては、ケアサポート事業同様でございますが、実施要項460ページ、別添10-3に、これまで開示してきた情報を整理して示すとともに、実施要項の56ページの(15)、委託事業の引き継ぎの部分に、備品が確実に引き継がれる旨を明記、委託事業により取得した備品を追記したところでございます。

続きまして、5点目でございます。事業費及び一般管理費について、こちらも検討会から、事業費及び一般管理費の科目を明示するとともに、科目ごとの比率の目安を示すことで、事業者が収益を見込む判断材料の一つとして活用できるとのご意見をいただいたところでございます。こちらも、実施要項458ページ、別添10-1のとおり、事業費及び一般管理費の科目を具体的に示すとともに、科目ごとの比率の目安を示させていただきました。

続きまして、6点目でございます。施設設備保守管理等附帯業務についてでございますが、こちらにつきましては、前回の入札監理小委員会のこの場で、国が別途調達する手法は考えられないかというご提案をいただいたところでございます。別途調達することにつきまして検討会に諮ったところでございますが、検討会からのご意見としましては、重度被災労働者が入居している施設においては、入居者に安心・安全な介護サービスを24時間体制で提供する必要があると。そういう観点から施設長が一元的に管理する仕組みが不可欠であるということで、このことから、施設設備保守管理等附帯業務については、各施設において調達を実施し、管理運営されることが望ましいと考えるのご意見をいただいたところでございます。そういうことから、このご意見につきましては、現行と同様の調達方法とすることといたしたところでございます。

該当ページでは、実施要項の45ページから46ページ、そちらの3の附帯業務ということで記載してございます。なお、46ページの(5)の②において、この件につきましては、従来から一般競争入札を実施するなど、適切に業務従事者を選定することと記載してございます。現行受託者においても、原則、一般競争入札が実施されておりました、経費抑制が図られているものと考えているところでございます。

続きまして、7点目でございます。7点目として、理学療法士及び作業療法士の配置について、こちらにつきまして、同じく検討会から、労災特別介護援護事業において、現状、理学療法士または作業療法士のいずれか1名の配置となっている。今日のリハビリテーシ

ョンにおいては、認知症、嚥下障害、食事訓練など、ニーズが多様化・専門化していることから、施設内の常勤職員以外にも外部の人的資源も取り入れながら、組織的な対応を行うべきである。また、特に食事と排泄は人間の尊厳にかかわることであり、これらの行為を訓練することは極めて重要であると。このため、リハビリテーションに関する外部人材の活用や介護や看護職員との連携について、具体的かつ効果的な提案がなされていることを加対象とすることを検討すべきであるとのご意見をいただきました。

これを受けまして、実施要項225ページから232ページにわたりますが、そのうち該当箇所、226ページ、また、あわせまして230ページでございますが、その部分に、評価基準及び採点表、項目で1の(6)に、リハビリテーション体制、こちらを追加させていただいたところでございます。

以上7点が具体的な緩和要件でございますが、その他としましては、先ほどのケアサポート同様でございますが、新規参入の可能性を拡大するために、実施要項8ページの(12)において、入札参加グループでの入札参加を可能とするとともに、新規参入者の負担軽減の観点から、実施要項461ページ、別添10-4のとおり企画書のひな形を、また、464ページ、別添11のとおり企画書様式例を、それぞれケアサポート事業同様、添付させていただいております。

また、あわせて、今年度から実施されますワークライフバランス等の推進に関する指標につきましても、ケアサポート事業同様、評価基準及び採点表に加えることとしております。該当ページとしましては、実施要項225ページから232ページ、別添8の評価基準及び採点表の最終項目に加えさせていただいております。

最後に、意見募集、パブリックコメントの結果報告につきましても、ケアサポート事業のときにご説明いたしました2件で同様の内容でございますので、この部分については説明を割愛させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議、どうぞよろしくお願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました実施要項(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。1点だけ、細かい点なんですけれども、実施要項の通し番号31ページの、イ、看護職員のところなんですけれども、夜勤5日以内というところを、月5日以内と入れていただいたほうがいいのかなど。私、ほんとうに、一瞬、まさか週5日ではないよねと思ったので、そんなことはないと思うんですけれども、入れておいたほうがいいのかなど。以下、もう1つ同様で。それだけでございます。

○三浦課長補佐 おっしゃるとおりです。失礼しました。

○荻原課長 ありがとうございます。そのように訂正させていただきます。

○辻専門委員 私からも1点だけ、非常に細かいんですが、27ページ目でございます。下のほう、「対象者」とございますよね。そこに、アの2行目、「同時期になされ競合する場合」と書かれていますけれども、この同時期というのは、もうちょっとできれば具体化さ

れると、もっとよろしいのかなと思いました。例えば暦の1月の中の競合した場合とか何か、いろいろやりようはあるかと思しますので、このあたりはお任せいたしたいと思します。以上です。

○三浦課長補佐 その部分については検討させていただいて、何らかの形で反映させていただけたらと考えております。

○尾花主査 ありがとうございます。どちらかに書いてあると思うんですが、附帯業務の金額の割合みたいなのは、どこかに書いてありますか。このたび、ご検討の結果、同様調達にされるというのは理解いたしました。それについて異議を述べるものではないんですが、性質の違うものを委託する場合に、金額の割合等が書かれていればよいかなと感じました。

○東中央職業病認定調査官 済みません、東と申します。仮に259ページの平成26年度委託費支出実績の後ろのほうをご覧くださいますと、3の合計で2億3,000万というのがございます。その上のほうに行きますと雑役務費というのがございまして、ここに施設警備業務、施設管理業務というものがございまして、比率というか、金額はここで載っておりますので、大体これぐらいだというのがわかるかと思します。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございます。それから、1点だけ、また質問なんですが、先ほどの事業では15%の一般管理費の議論をされて、本件については検討されていないのでしょうか。

○三浦課長補佐 もともと特別介護援護事業は15%でやらせていただいております。こちらは過去の緩和の経緯を資料で見ただけであればと思うんですが、先ほどの資料の参考資料2でございまして。

○荻原課長 参考資料の2にございます26年度に、一番下になりますけれども、10%から15%に引き上げということにしております。

○尾花主査 よくわかりました。

それでは時間となりましたので、労災特別介護援護事業の実施要項（案）に関する審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）については議了とする方向で、本日をもって小委員会の審議はおおむね終了したものとしまして、あらためて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

この発言については、先ほどの労災ケアサポート事業も同じように申し上げたということにさせていただきます。ありがとうございます。今後、実施要項の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換等をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら

ら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(厚生労働省退室)

— 了 —